



「新たなジョブローテーション」の定着に向けた申し入れを行う！

「新たなジョブローテーションの実施について」の運用が始まりました。

この施策の目的は、社員が自らのキャリアを主体的に描き、チャレンジする中で多様な経験を積み、成長することです。その目的を達成するために、「日々のコミュニケーションの中で本人と会社のキャリア構想を対話で積み重ね、意見を一致させていかなければならない」など、労使議論で数多くの共通認識や確認事項を経て実施しています。

しかし、自己申告書に基づく個人面談で示したキャリアプランを一致させることが不十分なまま、希望しない箇所への異動が行われました。これでは施策の定着は困難になってしまいます。

地本は「新たなジョブローテーション」を不安なく担うため、改めて労使の認識を合わせるために申し入れました。今後、団体交渉を行います！

1. 2020年4月1日から実施した「新たなジョブローテーション」を組合員が担う場合は、労使議論に踏まえて実施すること。

また、試験の合否や異動・担務変更などの発令に対して、組合加入の有無によって差別があるという誤った認識が職場にあることから、コンプライアンス遵守に踏まえて組合加入による差別はしないことを徹底すること。

組合員が安心して施策を担うことができるよう、
職場の声に基づき団体交渉に臨みます！

